



令和7年2月10日

砺波市長 夏 野 修 殿

砺波市特別職報酬等審議会
会長 井 上 五三男

砺波市議会の議員報酬及び政務活動費について（答申）

令和7年1月10日付け総第757号で諮問のありました砺波市議会の議員報酬及び政務活動費について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 議員報酬を見直すことについて

諮問のとおり、議員報酬の額を引き上げとし、その額は次のとおりとすることが適当である。

区 分	現行（月額）	答申（月額）	増減額（月額）
議 員	374,000 円	424,000 円	+ 50,000 円
議 長	454,000 円	504,000 円	+ 50,000 円
副議長	404,000 円	454,000 円	+ 50,000 円

2 政務活動費を廃止することについて

現行のとおりとし、政務活動費の廃止については見送ることが適当である。

3 施行日を令和7年5月1日とすることについて

諮問のとおり、上記1の施行日は令和7年5月1日が適当である。

4 附帯意見（政務活動費を廃止することについて）

行政と車の両輪に例えられる議会には、人口減少が更に加速し、今後一段と厳しい市の行財政運営が予想されるなか、多様化、複雑化する事項に対応するため、一層の資質向上のための研鑽が求められている。

しかしながら、視察費や研修費が主な執行事由である政務活動費の執行率は62.6%と低く、調査研究等の取り組みが十分なのか憂慮される。

そのため、今回、議員が市民の期待に応えるとともに、議員のなり手不足解消の観点から、これまで以上に自主的、自律的に研鑽を積むための環境の維持が必要と考え、諮問や申入れ内容とは異なる答申としたものであり、議員にはその意を十分にご理解いただき、今後の活動に取り組んでいただくよう要望する。